

盛岡市新事業創出支援センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設対象施設

- (1) 名 称 盛岡市新事業創出支援センター
- (2) 位 置 盛岡市北飯岡一丁目8番20号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 協同組合産業社会研究会経営者革新会議
- ・代表者名 理事長 漆 原 憲 博
- ・所在地 盛岡市材木町2番26号
- ・新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

組合企業への経営や技術の改善向上のための各種セミナーや勉強会の開催

(4) 候補者の実績

組合企業に対する新事業創出、創業に関する支援・指導事業の共同受注や、経営や技術の改善向上のための各種セミナーや勉強会を開催している。

また、平成22年からは、盛岡市新事業創出支援センターの指定管理業務を受託し、入居企業の支援や施設の周知を実施している。入居率は高水準であり、令和4年4月1日現在で100%を達成している。

3 指定までの経過

- 令和4年7月15日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 7月20日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月27日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
- 8月1日～8月31日 公募期間
- 9月13日 審査の実施

12月22日 指定の議決
 12月26日 指定・告示

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	協同組合産業社会 研究会経営者革新 会議	694.4点	465.8点	67.1%	8,093,000円	8,093,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

申請者は現指定管理者1団体のみであり、事業計画等については、現指定管理者ならではの実績に基づく堅実で実効性のある内容の提案がなされた。

申請者は複数の企業で構成されており、企業に関する幅広い情報網を有するとともに、事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的・経営的能力を有するものと認められ、さらに、組合の設立趣旨と施設の設置目的が合致していることから、施設使用者及び使用希望者の支援に適していると評価された。また、申請者が平成22年に指定管理業務を受託してからは、入居率を高水準に維持している点からも高い評価が与えられた。

6 審査員

- (1) 国立大学法人岩手大学研究支援・産学連携センター教授 今井 潤
- (2) 公益財団法人いわて産業振興センターものづくり振興部長 富手 壮一
- (3) 岩手県盛岡広域振興局経営企画部特命参事兼産業振興室長 土井尻 英明
- (4) 盛岡市商工労働部ものづくり推進課長 佐藤 武志